

第1報告 色部祐(働くもののいのちと健康を守る東京センター)

「外国人技能実習生の死亡事例に関する検討-特にベトナム実習生について」

第2報告 恩塚弘太郎(原告)

「ダブルワークでうつ病を発症-セルフ式ガソリンスタンド危険物保安監督者うつ病発症事件」

第3報告 丸山美幸(東京都社会保険労務士会)

「ストレスチェックを実施して」

第1報告は、ベトナム人技能実習生に焦点を当てて、彼らの労働条件、特に死亡事例を中心に、技能実習生制度の問題点を指摘した報告であった。2019年4月より外国人単純労働受入が解禁されたばかりでもあり、その問題点を指摘する非常に時宜を得た報告であった。

30名の死亡事例を検討すると、どれも20歳代や30歳代で亡くなっており、その死因は脳出血、心筋梗塞、急性心不全など通常20-30歳代で「多発」する死亡要因ではない。つまり、「過労死」が強く疑われる死亡理由であった。残念ながら、色部報告はその背景の具体的な解明に至っていなかったが、現在の外国人労働力拡大政策にも大きな問題があることを示唆する報告であった。

会場からの質問は、死亡要因の背景に関する質問がなされた。色部からのリプライは、死亡解剖するにしても、ベトナムに残した遺族との連絡も取るのに困難に直面し、非常に難しいとのことであった。

第2報告は、セルフ式ガソリンスタンドで、週7日勤務、月100時間を超える時間外労働、157日間に及ぶ連続勤務、さらに上司からのパワハラによって、うつ病を発症した原告による報告であった。恩塚の働かされ方は、同じガソリンスタンドでの労働であるが、月曜日から土曜日まではA社によって雇用され、日曜日はB社によって雇用されるという「ダブルワーク」を特徴としている。現在、恩塚は、民事訴訟としてこのA社、B社を訴えており、さらに休業補償の給付基礎日額はA社のみを対象とし、B社での労働を反映していない事を不服として、国(大阪中央労働基準監督署)を相手取って行政訴訟も起こしている。

現在、安倍政権によって「ダブルワーク」の推奨が目指されている。その「ダブルワーク」の持つ負の側面を、労災保険屋休業補償なども対象として問題提起を行う報告であった。なお、会場にこの訴訟の主任弁護士をしている岩城弁護士から法的な背景や課題などの解説が行われた。他に質問として、A社は「雇用主としての実体を有しない、違法な労働者供給事

業をしているだけではないか」等の質問がなされた。

第3報告は、2015年12月から50人以上の事業所においてストレスチェック義務化され、実際にストレスチェックを行った報告者の経験から、その問題点などに関する報告であった。実際に実施した当事者からの報告であるので、具体的な数字を交えた非常に興味深い報告であった。

約300人を対象にしたストレスチェックによって、「高ストレス」と判定されたものは約10%いた。医師の面談を希望したものは、その10%の中の、1割であった。しかし、産業医との面談はスケジュールの関係上、困難であった。多くの産業医は、自らのクリニックも経営する「名ばかり産業医」であり、現行制度の産業医の位置づけでは、有名無実化することであった。

会場からの質問は、「産業医」のあり方をめぐる質問がなされた。産業医は会社に雇われているので、場合によっては労働者の健康でなく、会社の利害を守る立場になりやすいとの指摘であった。産業医の中でも労働者の健康を守るために、奮闘する産業医もいると指摘する者もいた。現実的に産業医は労働者にとって「玉石混淆」であるといえよう。